有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者１者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1.指名停止業者及び措置の内容
株式会社カナデビアエンジニアリング
期間：令和８年１１月４日～令和８年１２月３日（１ヶ月）
範囲：近畿運輸局管内

2.指名停止の理由
株式会社カナデビアエンジニアリングは 建設業法第１５条第２項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。
これらのことが、建設業法第２８条第１項本文に該当することから、令和８年６月１９日付けで近畿地方整備局から指示処分を受けた。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成９年５月３０日付け官会第１２４２号）の別表第２第１３号（建設業法違反行為）に該当するため。